

令和 7 年度全国高等学校総合体育大会 宿 泊 要 項

1 趣旨

この要項は、全国高等学校総合体育大会開催基準要項に基づき、令和 7 年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）に参加する都道府県本部役員、選手・監督、大会役員、競技役員、視察員及び報道関係者等（以下「大会参加者」という。）の宿泊に関して必要な事項を定めるものとする。

2 業務の実施

- （１）宿泊に関する業務は、公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下「全国高体連」という。）と、全国高体連の委託を受けた株式会社 **J T B**（以下「**J T B**」という。）が行う。また、その業務を行うにあたり、令和 7 年度全国高等学校総合体育大会開催地各県実行委員会と連絡調整を図ることとする。
- （２）宿泊に関する業務は、全国高体連が設置する「2025中国総体 合同配宿センター」、「2025和歌山県ヨット競技配宿デスク」（以下、総称して「配宿センター」という）で行うこととし、配宿センターの運営は **J T B** が担当する。

※受託会社 株式会社 **J T B**

〒140-8602 東京都品川区東品川 2 丁目 3 番 11 号

観光庁長官登録旅行業 第 64 号

一般社団法人日本旅行業協会正会員

旅行業公正取引議会議員

3 宿泊施設の選定及び確保

- （１）大会参加者の宿泊施設は、原則として旅館業法上の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所（以下「旅館等」という。）の中から選定し、可能な限り競技会場地及びその周辺地域の旅館等を確保するものとする。
- （２）競技会場地及びその周辺地域の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、地域の実情に応じて、公的宿泊施設等を確保するものとする。
- （３）風紀上、衛生上又は防災上支障があると認められる宿舎は選定しないものとする。

4 配宿

- （１）選手・監督は、競技会場までの交通状況並びに競技種目別、都道府県及び性別を考慮して配宿する。
- （２）都道府県本部役員、大会役員、視察員及び報道関係者等は、原則として選手・監督の宿泊施設とは別に配宿する。
- （３）競技役員は、原則として競技種目ごとに同一又は近隣の宿泊施設に配宿する。
- （４）一人当たりの宿泊に要する広さは、旅館業法等関係法令で定める基準によるものとする。
- （５）配宿された宿泊施設の変更は、原則として受けられないものとする。任意に変更したことによって生じた紛議及び損失については、変更した者がその責任を負うものとする。
- （６）配宿については、大会登録選手を優先的に行う。したがって大会登録選手と大会登録選手以外の部員の宿泊施設が分かれる事がある。その場合はそれぞれに引率責任者を同行させなければならない。

5 宿泊料金等

(1) 宿泊基準

宿泊とは、原則入宿日の午後3時以降、出発日の午前10時までの宿泊施設利用をいうものとし、選手・監督は原則として（イ）「1泊2食（夕食・朝食）」、又は「1泊夕食（無料朝食サービス付含む）」、（ロ）「1泊朝食」または（ハ）「素泊り（無料朝食サービス付含む）」の施設を選択し申込みができる。役員は選手・監督と同様に（イ）、（ロ）、（ハ）の施設を選択し申込みができる。視察員、報道関係者等は、（ロ）または（ハ）の施設を選択し、申込みができる。

なお、配宿される宿泊施設は、希望の食事提供ができる施設とは限らない。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は、原則として下記のとおりとする。サービス料および消費税を含む。

選手・監督、役員及び視察員、報道関係者等

料金区分 宿泊者		宿泊料金								
		宿泊施設 S (★注)	宿泊施設 A	宿泊施設 B	宿泊施設 C	宿泊施設 D	宿泊施設 E	宿泊施設 F	宿泊施設 G	宿泊施設 H
選手・監督 役員 視察員 報道関係者	(イ)1泊2食	16,001円	15,001円	14,001円	13,001円	12,001円	11,001円	10,001円	9,001円	7,000円
	又は	～	～	～	～	～	～	～	～	～
	1泊夕食 (無料朝食 サービス付含む)	18,000円	16,000円	15,000円	14,000円	13,000円	12,000円	11,000円	10,000円	9,000円
	(ロ)1泊朝食	14,501円	13,501円	12,501円	11,501円	10,501円	9,501円	8,501円	7,501円	5,500円
		～	～	～	～	～	～	～	～	～
		16,500円	14,500円	13,500円	12,500円	11,500円	10,500円	9,500円	8,500円	7,500円
	(ハ)素泊り (無料朝食 サービス付含む)	13,501円	12,501円	11,501円	10,501円	9,501円	8,501円	7,501円	6,501円	4,500円
		～	～	～	～	～	～	～	～	～
		15,500円	13,500円	12,500円	11,500円	10,500円	9,500円	8,500円	7,500円	6,500円

★注：宿泊料金Sは、「役員及び視察員、報道関係者」のみの設定となる。

入湯税及び宿泊税が課税される場合は、当該税額が別途加算される。

昼食弁当を申し込んだ場合は、別途支払いとし、1食当たりの料金は、選手・監督1,026円（税抜価格950円）、その他の大会参加者は、864円（税抜価格800円）とする。

※1 上記に示す宿泊施設S～Hの区分は、宿泊施設の諸条件によりランクを作成したものでなく、期間中の宿泊施設の代金により区分けしたものである。

※2 実際の宿泊料金は、宿泊施設により料金区分内の範囲で異なる。

※3 （イ）「1泊2食」とは宿泊当日の夕食と翌日の朝食が提供されることをいう。「1泊夕食」とは宿泊当日の夕食のみ（無料朝食サービス付含む）が提供されることをいう。
なお、（イ）は旅館タイプの宿泊施設が中心となる。

※4 （ロ）「1泊朝食」とは宿泊翌日の朝食のみが提供されることをいう。

※5 無料朝食とは、宿泊施設から提供される無料の朝食で、パンと飲料、おにぎりや味噌汁等簡易な朝食のことをいう。

※6 （ハ）「素泊り」とは食事提供がない、または無料朝食サービス付のことをいう。

※7 視察員・報道関係者等で（イ）「1泊2食」を希望する場合は、申込時点で配宿センターに申し出をすることとする。

※8 S～H、及び（イ）～（ハ）については、希望に添えない場合がある。

(3) 欠食控除料金

宿泊者が欠食をする場合は、下記の期限までに宿泊施設に申し出た場合に限り、宿泊料金より下記の料金を控除する。朝食、夕食が設定されている宿泊施設にのみ適用される。

なお、申出期限後の変更は控除対象とならない。

区分	欠食控除料金（1食当り）	申出先	申出期限（喫食日基準）
朝食	宿泊料金の10%	宿泊施設	2日前の正午まで
夕食	宿泊料金の20%	宿泊施設	2日前の午後6時まで

※「無料朝食サービス付」の場合、欠食しても控除対象とならない。

(4) 追加料金

入宿日の原則午後3時以前及び出発日の午前10時以後に宿泊施設を利用する場合の追加料金は、各宿泊施設が定める規定に基づくものとする。一人で一部屋を希望する場合で、施設が対応できる場合に限り追加料金等が発生することがある。

(5) 入浴料の負担

宿泊施設の都合（入浴施設の故障等）により、宿泊者が公衆浴場等を利用する場合の入浴料は、当該宿泊施設が負担するものとする。

(6) 宿泊料金の支払い

宿泊者本人又は会計責任者は、退宿までに宿泊料金及びそれに関わる諸税を宿泊施設に支払うものとする。ただし、宿泊施設の一部では、入宿までに支払いが必要な場合がある。

(7) 適用期間

宿泊料金の適用期間は、各競技開催日前日から起算して4日前から各競技最終日の2日後までとする。ただし、災害等特別な事態が生じた場合は別途考慮するものとする。

6 宿泊の申込み

(1) ア 選手・監督、役員等の宿泊は、必ず配宿センターを通じ、申し込まなければならない。

また宿舎決定通知後の大量取り消しはしないこと。また宿舎決定通知後の追加希望については、受けられない場合がある。

イ 宿泊の申込みにあたっては、宿泊要項および競技別配宿案内をよく読み、内容を承知したうえで申込むものとする。

(2) 選手・監督の宿泊申込み方法

ア 申込責任者は、所属長の責任のもとに、配宿センターホームページ内にある宿泊申込様式に必要事項を入力し申込み登録をする。併せて、その登録内容を「宿泊申込書」としてプリントアウトする。（正・写し・控え の3部）

※控え は、申込責任者の控えとなる。

イ 申込責任者は、プリントアウトした宿泊申込書（正・写し）及び参加申込書の写しを速やかに各都道府県高等学校体育連盟競技種目別専門部に提出する。

※正 に学校長印を押印し、提出すること。

ウ 各都道府県高等学校体育連盟競技種目別専門部は、宿泊申込書（正・写し）を各都道府県高等学校体育連盟会長あてに提出する。

エ 各都道府県高等学校体育連盟会長は、上記書類を確認のうえ、宿泊申込書（正）のみを以下の申込先へ申込期限必着で郵送する。

※正 に都道府県高体連会長印を押印し、郵送すること。

※写し は、都道府県高体連にて保管。

【申込先】

区 分	申 込 先
広島県・鳥取県・島根県・岡山県・山口県 北海道・福島県 で開催される競技種目別大会	株式会社JTB 2025 中国総体 合同配宿センター 〒163-0454 東京都西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング 54 階 TEL 03-5909-4917 FAX 03-5539-2796
和歌山県で開催される競技種目別大会	株式会社JTB 2025 中国総体 和歌山県ヨット競技配宿デスク 〒640-8033 和歌山市本町1-43 和歌山京橋ビル 2 階 JTB和歌山支店内 TEL 073-432-1437 FAX 073-432-2775

【申込締切およびWEB 開示日】

選手・監督・役員、視察員及び報道関係者等

競技名	申込 開始	申込 締切	WEB 開示
総合開会式・少林寺拳法・陸上競技・テニス・ローイング・ ホッケー・弓道・レスリング・バレーボール（男子）・なぎなた・ カヌー・体操（体操競技）・ソフトボール（男女）・ バスケットボール・ソフトテニス（男女）・卓球・ サッカー（男女）	6 / 1 （日）	6 / 23 （月）	7 / 10 （木）
登山・剣道・相撲・自転車競技・ウエイトリフティング・ フェンシング・ボクシング・ハンドボール・バレーボール（女子） ・空手道・バドミントン・アーチェリー・体操（新体操）	6 / 1 （日）	7 / 1 （火）	7 / 18 （金）
柔道・ヨット	6 / 1 （日）	7 / 11 （金）	7 / 25 （金）
競泳・水球・飛込	6 / 1 （日）	7 / 28 （月）	8 / 4 （月）

7 宿泊の変更及び取消し

次のとおり、各配宿センター所定の方法で手続きを行うものとする。

(1) 入宿前について

- ア 申込締切日前は、申込責任者がインターネット申込み画面に直接変更内容を入力して変更登録するか、出力した宿泊申込書に加筆修正してファクシミリで上記申込み先へ送信するものとする。
- イ 申込締切日翌日から宿泊決定通知のWEB 開示日前までは、インターネット申込み画面へログインできないため、変更及び取消しはできない。
- ウ 宿泊決定通知のWEB 開示後は、申込責任者がインターネット申込み画面に直接変更内容を入力して変更登録するか、到着した宿泊決定通知書兼変更依頼書に加筆修正してファクシミリで上記申込み先へ送信するものとする。
その効力の発生は、配宿センター営業時間内のインターネット上での変更申込みが完了した日時とする。また、ファクシミリにおいては上記申込み先に着信した日時とする。
営業時間以後の変更・取消しの場合は、翌日の着信扱いとし、該当の申出区分の取消料とする。

(2) 入宿後について

責任者が直接宿泊施設へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、申出のあった日時とする。

8 宿泊取消料金

一人当たりの宿泊取消料金は、宿泊施設の定めにより次のとおりとし、宿泊者本人又は会計責任者が宿泊施設に支払うこととする。

また、取消しをした場合は、宿泊施設ごとに、初泊日の1泊分のみが対象となる。

申出区分	取消料
宿泊開始日の前日から起算して5日目に当たる日以降の解除	宿泊料金の20%
宿泊開始日の前日から起算して2日目に当たる日以降の解除	宿泊料金の30%
宿泊開始日の前日に当たる日の解除（午後8時までの申し出）	宿泊料金の40%
宿泊開始日の前日に当たる日の解除（午後8時以降の申し出）	宿泊料金の70%
宿泊開始日の当日の解除または無連絡	宿泊料金の100%

※1 選手及び監督の特例（登録選手以外は対象外）

競技結果（試合敗退）により取消しをする場合、利用予定前日の午後8時までは取消料が発生しない。午後8時以降の取消しの場合は、1泊分の宿泊料金の100%がかかることとする。

※2 特例に該当しない場合の入宿後の取消料金について

利用予定前日の午後8時までに申し出があった場合は翌日1泊分の宿泊料金の40%。

利用予定前日の午後8時以降は利用日1泊分の宿泊料金の70%。

利用日当日の午前0時以降の申し出は1泊分の宿泊料金の100%がかかることとする。

※3 台風接近等による取消しについては、各宿泊施設の宿泊約款等の定めに基づくこととする。

※4 大量取消しの場合、上記期日前でも各宿泊施設の宿泊約款の定めにより、取消料が発生する場合がある。

※5 取消料は消費税を収受しない。

取消日・時間 (利用予定日基準)		6 日前 まで	5 日前 まで	4 日前 まで	3 日前 まで	2 日前 まで	前日	前日午後 8 時 ～当日午前 0 時	当日 午前 0 時 以降
通常取消		無料	20%			30%	40%	70%	100%
※1 特別取消 (選手監督の特例)							無料 (午後 8 時まで)	100%	100%
欠食 控除 (★)	朝食	2 日前 正午まで 控除可				2 日前 正午以降 控除不可			
	夕食	2 日前 午後 6 時まで 控除可				2 日前 午後 6 時以降 控除不可			

★欠食控除＝喫食日基準

9 食事

(1) 大会参加者に提供する食事は、栄養面及び衛生面に十分配慮するものとする。

(2) 大会参加者の昼食弁当は、配宿センターが斡旋するものとし、申込方法等については別に定める。

10 その他

(1) 宿泊施設は、選手等に風紀上悪影響を与えないよう教育的配慮をする。

(2) 宿泊施設におけるフロントの業務時間は、原則として午前7時から午後10時までとする。

- (3) 宿泊施設における食事時間は、原則として次のとおりとする。

朝食：午前7時～午前8時 夕食：午後5時～午後8時

ただし、競技の都合等で上記の時間以外に食事を希望する場合は、責任者が前日の午後3時までに宿泊施設へ申し出るものとする。この場合、事前に宿泊施設と十分協議することとする。

- (4) 宿泊施設における入浴時間は、原則として午後5時から午後10時までとする。
(5) 宿泊施設の駐車場の利用を希望する場合は、事前に宿泊施設に可否や料金等の有無を確認するものとする。
(6) 宿泊施設は、新型コロナウイルスを含む感染症対策を行うものとする。